

介護予防支援に関する重要事項説明書

1 この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方または、「介護予防・日常生活支援総合事業対象者」の決定を受けた方は、「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス」をご利用いただくことになります。
- 介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画」（以下「介護予防サービス計画」といいます。）作成等を行う必要がありますが、これらの業務は「地域包括支援センター（または地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所）」があなたと契約を締結して作成します。

2 介護予防サービスの御利用にあたっての御注意

- 福祉用具の貸与を受けるには、要介護（要支援）認定を受ける必要がありますが、「要支援1」「要支援2」「要介護1」の方は、下記の福祉用具は保険給付の対象外となっています。

＜保険給付の対象外となる福祉用具＞

- 介護用の特殊寝台(付属品含む)
- 車いす(付属品含む)
- 床ずれ防止用具と体位変換器
- 認知症老人徘徊感知器
- 移動用リフト

- ただし、「日常的に起き上がりが困難」「日常的に寝返りが困難」など、国が定める条件を満たす方については、例外的に利用が認められています。

3 事業者

センター名称	菊川市地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	2206800019
法人名	菊川市		
法人代表者	菊川市長 長谷川 寛彦		
所在地 (連絡先)	静岡県菊川市半済1865 電話 0537-37-1120 FAX 0537-37-1113		
営業日	月～金（祝日、年末年始を除く）	営業時間	8:15～17:00
職員体制	管理者（1名）、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員 各職種2名以上		

4 サービスの内容

内 容	提 供 方 法
(1) 介護予防サービス・支援計画の作成	①居宅サービス計画作成依頼届出により、利用の申込を行っていただきます。 ②担当者が利用者宅を訪問させていただき、困りごとやご希望をうかがい、解決すべき問題を把握します。 ③指定介護予防サービス事業者が行っているサービス内容等の情報を、適正に利用者またはご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。サービスの選択に関して、利用者またはご家族の求めに応じ複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介や、介護予防サービス等計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者の選定理由の説明を行います。 ④生活の目標、達成時期、介護予防サービスを行ううえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。 ⑤サービス担当者会議等を開催し、介護予防サービス計画の内容について、利用者や家族、サービス事業者と話し合いをしたうえ、必要があるときには修正・変更を加え、計画を最終的に決定します。決定した計画は、利用者から文書による同意をいただきます。 ⑥介護予防サービス計画の変更や要支援認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。 ⑦その他、介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
(2) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
(3) サービス実施状況の把握及び評価	サービスの実施状況の把握のため、必要に応じて利用者宅への訪問を行います。また、利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて介護予防サービスの評価、変更を行ないます。
(4) 給付管理	介護予防サービス計画作成後、その内容に基づいて給付管理（利用料管理）を行なうとともに、毎月の給付管理票を作成し静岡県国民健康保険団体連合会に提出します。
(5) 相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
(6) 医療との連携・主治医への連絡	介護予防サービス計画の作成時（または変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。

	利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、センター担当職員（またはセンターが委託した居宅介護支援事業所の介護支援専門員）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力ください。
(7) 要介護認定等にかかる申請の協力、援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行ないます。

5 利用料金

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画等作成）に関するサービス利用料金は、利用者の自己負担はありません。

ただし、介護予防給付を受けている利用者が、保険料滞納等により介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を菊川市長寿介護課に提出すると未納額に応じて払い戻しされます。

（参考）介護予防支援の種類と利用料金

（月額）

介護予防支援の種類	利用料金
介護予防給付に係る介護予防支援	4,420 円
介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援（ケアマネジメントA）	4,420 円
介護予防・生活支援サービスに係る介護予防支援（ケアマネジメントB）	2,060 円
加算等	
初回加算 （新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し算定）	3,000 円
委託連携加算 （委託を開始した日の属する月に限り算定）	3,000 円

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター（またはセンターが委託した居宅介護支援事業所）及びセンター担当職員（またはセンターが委託した居宅介護支援事業所の介護支援専門員）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

センター（またはセンターが委託した居宅介護支援事業所）は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

センター（またはセンターが委託した居宅介護支援事業所）は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 虐待防止の措置及び感染症対策について

- ① センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、指針の整備、会議、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ② センターは、業務において感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、会議、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

8 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 菊川市地域包括支援センター	所在地 菊川市半済 1865 菊川市赤土 1055-1 電話番号 0537-37-1120 0537-73-1818 受付時間 8:15～17:00（月～金）
（市町村の窓口 菊川市長寿介護課 介護保険係（介護予防サービス） 高齢者福祉係（介護予防・生活支援 サービス）	所在地 菊川市半済 1865 電話番号 0537-37-1253 電話番号 0537-37-1254 受付時間 8:15～17:00（月～金）
【公的団体の窓口】 静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号 電話番号 054-253-5590 受付時間 9:00～17:00（月～金）

9 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 菊川市半済 1865
法人名 菊川市
代表者名 菊川市長 長谷川 寛彦 印
事業所名 菊川市地域包括支援センター

説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所
氏名 印

上記代理人 （代理人を選定した場合）

住所
氏名 印